

# 吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

2026年2月1日

北海道瓦斯株式会社  
株式会社エナジーソリューション

2026年2月1日

## 吸收分割に係る事後開示書類

北海道札幌市東区北七条東二丁目1番1号  
北海道瓦斯株式会社  
代表取締役社長 川村 智郷

北海道札幌市東区北七条東二丁目1番1号  
株式会社エナジーソリューション  
代表取締役社長 近藤 清隆

北海道瓦斯株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エナジーソリューション（以下「承継会社」といいます。）は、2025年12月25日付で締結した吸收分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2026年2月1日を効力発生日として、分割会社の北ガス石狩発電所における火力発電事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年2月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定（吸收分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本吸收分割は、分割会社において会社法第784条第2項に基づく簡易吸收分割であるため、該当事項はありません。

##### （2）会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本吸收分割は、分割会社において会社法第784条第2項に基づく簡易吸收分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

分割会社において、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はないことから、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月26日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第796条の2の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割であり、承継会社の株主は承継会社の特別支配会社である分割会社のみであるため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月26日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2026年2月1日をもって、本分割契約に従い、分割会社の本事業に関する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は8,653百万円（概算値）、負債の額は0円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年2月2日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上